



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2023年3月1日(水)

## デジタル通貨での 給与支払いを導入する手順

### はじめに

厚生労働省はデジタル通貨での給与支払い(以下「本制度」)について、2023年の4月に解禁することとしています。実際に導入するかしないかは会社ごとに制度のメリット及びデメリットを考慮して慎重に検討することが必要でしょう。今回は実際に導入を決めた場合の導入までの流れをお話します。

### デジタル通貨での給与支払い導入の流れ

#### 従業員への意見聴取

大前提として本制度を導入するかしないかを決めるのは会社です。本制度導入前に従業員から「自分にはデジタル通貨で振込んで下さい」と要望があっても会社は断ることができます。しかし若年層を中心に本制度を希望する従業員が増えることも予想され、今後の既存従業員の定着や新規の採用等を考えると、会社として導入を検討する必要がありますがでてくるかもしれません。そこで、まずは(導入のメリット及びデメリットを考慮した後)既存の従業員に「デジタル通貨での給与の支払いについて」意見を聞いてみることは重要になります。希望者が多数いる場合には、より導入する方向へ舵を切る必要があるかもしれませんし、そうで

ない場合には、そのまましばらく様子を見るということも考えられます。

#### 従業員への説明と同意

本制度を導入するには、従業員に次の各項目について説明をして同意を得ることが必要になります。なお、説明については、厚生労働大臣の指定を受けた指定資金移動業者に委託をすることが可能になりますが、同意については会社自身が従業員から得る必要があります。

- (ア) 給与の支払い方法
- (イ) 資金移動業者口座の資金保全
- (ウ) 資金移動業者が破綻した場合の保証
- (エ) 資金移動業者口座の資金が不正利用された場合の補償
- (オ) 資金移動業者口座の資金を一定期間利用しない場合の債権(アカウント)の有効期限
- (カ) 資金移動業者口座の資金の換金性

#### 規程の整備

給与の支払い方法の変更は、労働契約の内容の変更になりますので、就業規則や労働契約書の内容の変更や、新たな労使協定の締結が必要になります。



導入する際には  
正しい順序で準備をしましょう